

## 【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 平成30年6月27日                       |
| 【会社名】          | 株式会社ニューフレアテクノロジー                 |
| 【英訳名】          | NuFlare Technology, Inc.         |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 杉本 茂樹                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番1                |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である杉本茂樹は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の整備及び運用状況を評価し、当該評価結果を踏まえ、業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、内部統制の基本的要素が機能しているかを評価した。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社並びに連結子会社の財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価の結果を踏まえ業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の連結売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としている。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売上原価、受取手形、売掛金、製品、仕掛品、研究開発費、支払手形及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、財務報告への影響を考慮して、見積りや予測をとまなう重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象に追加した。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成30年3月31日現在における当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4【付記事項】

該当事項なし。

## 5【特記事項】

該当事項なし。